

借換資金融資あっせん制度の内容について

市名	資金区分	借換の仕組	条件(基本条件を除く)	融資限度額	償還期間(据置)	融資利率(利子補給率)	信用保証料補助
八王子市	経営改善事業資金(借換)	繰上償還+真水分追加	(1) 市内にて1年以上事業を行っており、事業改善の意思をもっていること。 (2) 借換を行う既存の融資が八王子市融資あっせんによる事業資金であること。 (3) 借換後の返済額が、既存の毎月の返済額未満になること。 (4) 既存の融資の条件変更(元金据置や割賦金額の軽減措置等)を受けていないこと。	3,000万円	10年(6か月)	2.3%(当初2年分半額補助)	なし
立川市	借換資金	複数以上の既存融資を一本化	(1) 借換資金と短期特別資金を除く立川市制度融資の資金を利用し、約定による元金返済を1年以上継続していること。 (2) この制度による複数の融資を一本化して借換えること、若しくは500万円を限度額として追加融資を行うこと。 (3) 借換は1回限りとし、再借換は行わないこと。 ※借入金は、既存債務の返済にあてることができない。	借換元となる融資の合計額+500万円	10年(12か月)	2.2%(0.7%)	なし
福生市	借換資金	繰上償還+真水分追加	(1) 借換えにより2口以上の資金を1口にまとめる場合は、既に融資を受けている特定金融機関の同意が得られていること。	借換前の各資金の融資の限度額をそれぞれ超えない範囲。	運転:7年(6か月) 設備、併用:10年(6か月)	1.775%(1.15%) 小口1.575%(1.15%)	2分の1
多摩市	借換資金制度	繰上償還+真水分追加	(1) 既存の2本以上の融資を一本化することができない。 (2) 既存貸付の償還を1年以上滞りなく継続していること。 (3) 異なる用途の貸付可(ただし、不可の場合があるため金融機関へ要問合わせ)。 (4) 直近の既存貸付日から1年以上経過していること(据置期間は含まない)。 (5) 借換資金(小規模企業者支援資金)への申込は、既存貸付が小規模企業者支援資金に限る。	中小企業資金 →2,000万円 小規模事業者支援資金 →1,250万円	7年(なし)	1.975%(1%)	なし
西東京市	借換資金融資あっせん制度	繰上償還+真水分追加	(1) 西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度により貸付を受けた融資(創業資金融資のみの場合を除く)があり、当該融資の償還を一年以上継続して行っていること。 (2) 本借換資金融資実行後、一年以上経過しなくては、新規で西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度を受けることができない。 ※現在この制度による資金の融資を受けていないこと。	運転:1,500万円 併用:1,500万円	運転:10年(なし) 併用:10年(なし)	1.975%(0.995%)	上限20万円

## 西東京市借換資金融資あっせん制度条件説明

### 【条件1】

西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度により貸付を受けた融資（創業資金融資のみの場合を除く）があり、当該融資の償還を一年以上継続して行っていること。

※現在この制度による資金の融資を受けていないこと。

借換元の既存融資（一年以上償還している）	可否について
事業資金	○
特別対策	○
創業資金	×
事業資金・特別対策	○
事業資金・創業資金	○
特別対策・創業資金	○
事業資金・特別対策・創業資金	○
借換資金を含む場合	×

### 【条件2】

本借換資金融資実行後、一年以上経過しなくては、新規で西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度を受けることができない。

※現在この制度による資金の融資を受けていないこと。



## 借換資金融資あっせん制度のしおり (西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度)

借換資金融資あっせん制度とは、事業者に円滑な資金供給を促進し、事業を拡大するため、貸付けを受けた融資を償還するための貸付けと新たな貸付けを合わせて受けることができる制度です。

市では、中小企業者の皆様に融資をあっせんし、金融機関に支払う利息と信用保証料の一部を補助しています。

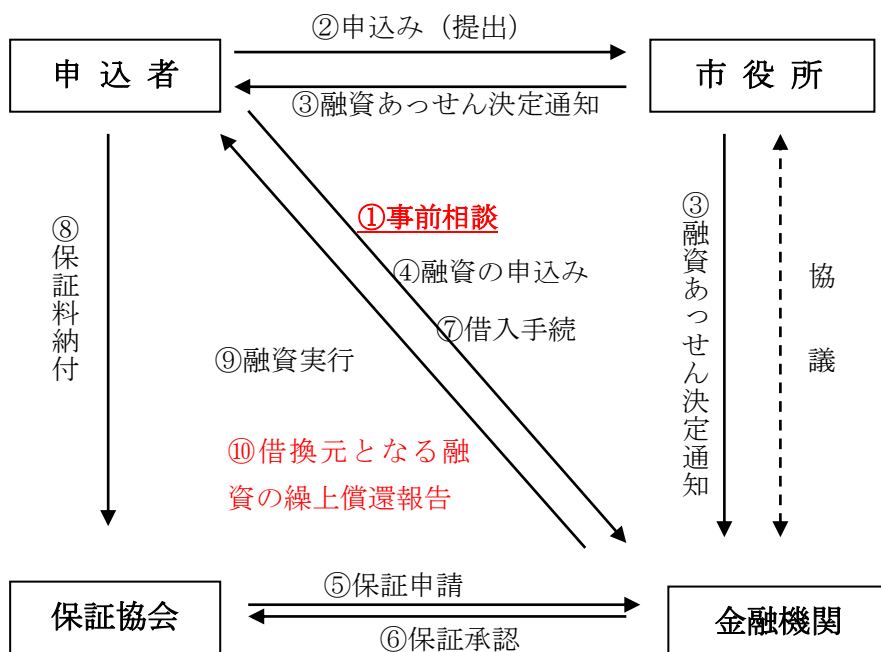
### <借換資金注意事項の抜粋>

- ◆ 西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度により貸付を受けた融資（創業資金融資のみの場合を除く）があり、当該融資の償還を一年以上継続して行っていること。
- ◆ 融資実行後一年以上経過しなくては、新規で西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度による融資のあっせんを受けることができない。

### <融資内容>

資金区分	運転	運転設備併用
融資限度額	1,500万円	1,500万円
償還期間	10年以内	10年以内
融資利率	年1.975%	年1.975%
利子補給率	年0.995%	年0.995%
借受者負担率	年0.980%	年0.980%
償還方法	元金均等月賦償還	
信用保証料	上限20万円	

<申込みから貸付まで>



① 金融機関と事前に相談し、必要書類を作成します。

<提出書類>

	個人	法人	提出前 チェック
申込書・経営計画書 (市の所定用紙)	◎	◎	
借換資金同意書及び誓約書	◎	◎	
情報提供に関する同意書 (市の所定用紙) (小口零細企業保証制度の利用を希望する場合)	◎	◎	
最新の確定申告書・決算書の写し (各2部) ※電子申告の場合、受信通知 (レターヘッドは「メール詳細」) の控えも提出してください。	◎	◎	
住民票 (1通) (黒塗り不可)	◎		
法人の登記事項証明書 (1通) (履歴事項全部証明書)		◎	
納税証明書 (当制度専用のもの) (1通) ※課税のある税目がない場合 (個人) は、市・都民税の非課税証明書	◎	◎	
見積書 (1通) (運転設備併用を利用の場合)	◎	◎	
連帯保証人 (法人の代表者 など)	住民票 (1通) (黒塗り不可)	原則不要	◎
	区市町村民税納税証明書 (1通) (西東京市民は当制度専用のもの) ※滞納がないもの ※非課税の場合は、非課税証明書	原則不要	◎



## 令和2年度より、新たな融資制度が加わりました！ 借換資金融資あっせん制度

令和2年度より、西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度に、新たに「借換資金融資制度」を創設いたします。詳しくは、パンフレット「借換資金融資あっせん制度のしおり（西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度）」をご覧ください。

### 《借換資金融資制度とは》

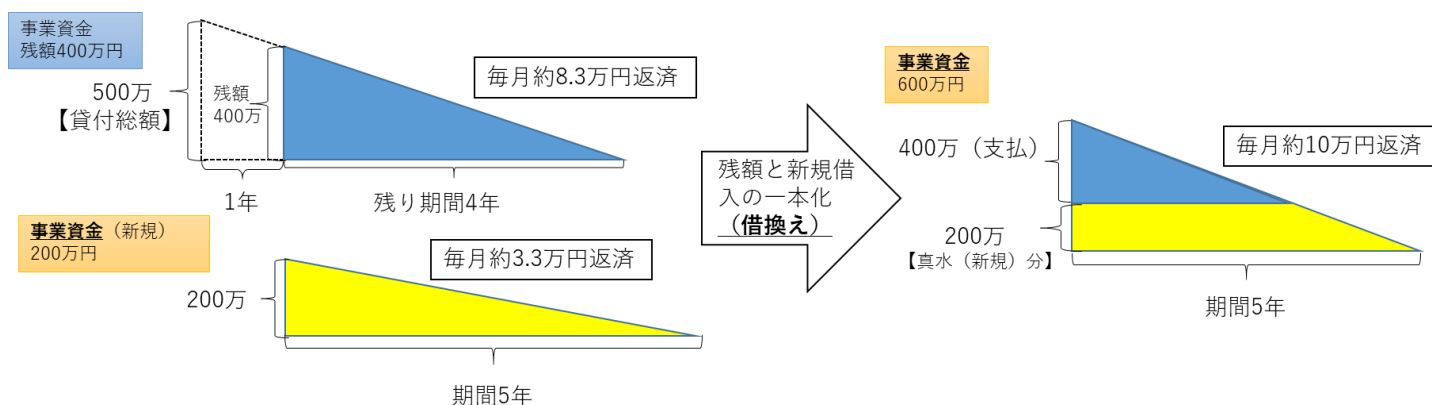
事業者に円滑な資金供給を促進し、事業計画の見直しや事業を拡大することを目的とし、既存融資を償還するための貸付けと新たな貸付けを合わせて受けることができる制度です。

※既存融資が「創業資金融資」のみの場合は、対象外となります。

### 《借換資金融資制度のメリット》

- 新規（真水）分の追加融資を含め最大 1,500 万円借りることが可能。
- 償還期間は、最長 10 年。事業計画を見直し、本質的な経営改善を行うことができる。
- 市が利息と信用保証料の一部を補助。

### 《借換資金融資制度イメージ》



### ※条件・注意事項※

- ◆ 既存融資の償還を一年以上継続して行っていること。
- ◆ 現在この制度による「借換資金融資」を受けていないこと。
- ◆ 本借換融資実行後、一年以上経過しなくては、新規でこの制度による「事業資金融資」のあっせんを受けることができない。

【お問合せ先】

西東京市 生活文化スポーツ部 産業振興課 商工係

TEL: \*\*\* -\*\*\*-\*\*\*\*(直) FAX: \*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*

E-mail : sangyou@city.nishitokyo.lg.jp